第６号様式別表５記載の手引

１　この計算書の用途等

⑴　この計算書は、法第72条の２第１項第３号若しくは第４号に掲げる事業を行う法人、法第72条の23第２項の規定の適用を受ける医療法人若しくは農業協同組合連合会、法第72条の24の規定の適用を受ける法人、事業税を課されない事業とその他の事業とを併せて行う法人（以下「非課税事業を併せて行う法人」といいます。）、法人税法第62条第２項若しくは第62条の５第２項の規定の適用を受ける法人、租税特別措置法第57条の７第１項、第57条の７の２第１項、第59条第１項若しくは第２項、第59条の３第１項、第61条の２第１項、第61条の３第１項、第66条の13、第67条の14第１項、第67条の15第１項、第68条の３の２第１項若しくは第68条の３の３第１項の規定の適用を受ける法人、所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）第19条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第18条の３第１項の規定の適用を受ける法人、政令第21条の２の３の規定の適用を受ける法人又は都道府県内に恒久的施設を有する外国法人が課税標準となる所得の計算を行う場合又は単年度損益の計算を行う場合に記載し、第６号様式、第６号様式（その２）又は第６号様式（その３）の申告書に添付してください。

⑵　外国の事業に帰属する所得のある法人又は非課税等所得のある法人は、外国の事業に帰属する所得の計算又は非課税等所得の計算に関する明細書を添付してください。

⑶　都道府県内に恒久的施設を有する外国法人については、法人税法第141条第１号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計算の別を明らかにして記載してください。

⑷　法第72条の２第１項第１号に掲げる事業と同項第３号に掲げる事業とを併せて行う法人（同項第１号ロに掲げる法人に限ります。）にあってはそれぞれの事業に係る所得の金額の計算の別を明らかにして記載し、同項第１号に掲げる事業と同項第３号又は第４号に掲げる事業とを併せて行う法人（同項第１号イに掲げる法人に限ります。）にあっては同項第１号に掲げる事業に係る所得の金額及び単年度損益と同項第３号又は第４号に掲げる事業に係る単年度損益との計算の別を明らかにして記載し、同項第３号に掲げる事業と同項第４号に掲げる事業とを併せて行う法人（同項第３号イに掲げる法人に限ります。）にあってはそれぞれの事業に係る単年度損益の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。

２　各欄の記載のしかた

欄	記　載　の　し　か　た	留　意　事　項
１「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この計算書を第６号様式、第６号様式（その２）又は第６号様式（その３）の申告書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
２「法人番号」	法人番号（13桁）を記載します。	
３「法第72条の２第１項第１号・第３号・第４号に掲げる事業」	事業の区分に応じ、「第１号」、「第３号」又は「第４号」のいずれかを○印で囲んでください。	
４「所得金額①」	法人税の明細書（別表４）の34の欄の金額を記載します。 ただし、通算法人について、法人税の明細書（別表４付表）の９の欄の金額がある場合には、その金額を法人税の明細書（別表４）の34の欄の金額に加算した金額を記載します。	
５「損金の額に算入した所得税額及び復興特別所得税額②」	法人税の明細書（別表４）の34の欄の計算上損金の額に算入している所得税額及び復興特別所得税額がある場合において、当該所得税額及び復興特別所得税額を記載します。したがって、法人税法第40条の規定により納付した所得税額及び復興特別所得税額を損金の額に算入していない場合には、記載する必要はありません。	
６「損金の額に算入した分配時調整外国税相当額③」	法人税の明細書（別表４）の34の欄の計算上損金の額に算入している分配時調整外国税相当額がある場合において、当該分配時調整外国税相当額を記載します。したがって、法人税法第41条の２の規定により納付した分配時調整外国税相当額を損金の額に算入していない場合には、記載する必要はありません。	
７「損金の額に算入した海外投資等損失準備金勘定への繰入額④」	法人税の明細書（別表12⑴）の５の欄の金額又は10の欄の金額のいずれか少ない金額（法の施行地外において行う資源開発事業等に係る特定株式等に係る部分の金額に限ります。）を記載します。	
８「損金の額に算入した外国法人税の額⑤」	①の欄の金額の計算上損金の額に算入した外国法人税の額を記載します。	
９「非適格の合併等又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額⑥」及び「非適格の合併等又は残余財産の全部分	法人税法第62条第２項又は第62条の５第２項の規定の適用を受ける法人が記載し、法人税の明細書（別表４）の38の欄の金額を記載します。	

配等による移転資産等の譲渡損失額⑬」		
10「益金の額に算入した海外投資等損失準備金勘定からの戻入額⑧」	法人税の明細書（別表12(1)）の「益金算入額の計算」の欄の25及び26の各欄の金額の合計額（法の施行地外において行う資源開発事業等に係る特定株式等に関する部分の金額に限ります。）を記載します。	
11「外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税の額⑨」	⑤の欄の金額及び法人税の明細書（別表４）の30の欄に記載した金額のうち、外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税の額（ただし、減額された外国法人税の額がある場合には、当該金額を減算した金額）を記載します。	都道府県内に恒久的施設を有する外国法人にあっては、法人税法第141条第１号イに掲げる国内源泉所得に係る所得に対して課された外国法人税の額を記載します。
12「外国の事業に帰属する所得に対して課された外国法人税の額⑩」	法第72条の24前段に規定する方法（区分計算）により事業税に係る所得計算をする法人が記載し、⑤の欄の金額及び法人税の明細書（別表４）の30の欄に記載した金額のうち、外国の事業に帰属する所得に対して課された外国法人税の額（ただし、減額された外国法人税の額がある場合には、当該金額を減算した金額）を記載します。	
13「特定目的会社又は投資法人の支払配当の損金算入額⑪」	租税特別措置法第67条の14第１項又は第67条の15第１項の規定の適用を受ける法人が記載します。	
14「特定目的信託及び特定投資信託に係る利益又は収益の分配の額の損金算入額⑫」	租税特別措置法第68条の３の２第１項又は第68条の３の３第１項の規定の適用を受ける法人が記載します。	
15「外国の事業に帰属する所得⑯」	法第72条の24前段に規定する方法（区分計算）により事業税に係る所得計算をする場合には外国の事業に帰属する所得から当該所得に対して課された外国法人税の額（⑩の欄の金額）を減算した額を、同条後段に規定する方法（従業者数按分）により事業税に係る所得計算をする場合には㊳の欄の金額を記載します。	
16「繰越欠損金額等又は災害損失欠損金額の当期控除額㉔」	第６号様式別表９の当期控除額の「計」の欄の金額を記載します。	法第72条の２第１項第３号イに掲げる法人又は同項第４号に掲げる事業を行う法人が同項第３号に掲げる事業又は同項第４号に掲げる事業に係る単年度損益の計算を行う場合には、この欄は記載しないでください。なお、法第72条の２第１項第３号イに掲げる法人のうち、地方税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第４号）附則第８条第２項の規定により事業税額から控除しようとするものについては、この限りではありません。
17「債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額㉕」	法人税法第59条の規定の適用を受けようとする法人が第６号様式別表10の⑨の欄、同表の㉑の欄又は第６号様式別表11の⑪の欄の金額を記載します。	法第72条の２第１項第３号イに掲げる法人又は同項第４号に掲げる事業を行う法人が同項第３号に掲げる事業又は同項第４号に掲げる事業に係る単年度損益の計算を行う場合には、この欄は記載しないでください。なお、法第72条の２第１項第３号イに掲げる法人のうち、地方税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第４号）附則第８条第

		２項の規定により事業税額から控除しようとするものについては、この限りではありません。
18「新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額㉗」	租税特別措置法第59条第１項又は第２項の規定の適用を受ける法人が記載します。	
19「農業経営基盤強化準備金積立額及び農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額㉘」	租税特別措置法第61条の２第１項又は第61条の３第１項の規定の適用を受ける法人が記載します。	
20「関西国際空港用地整備準備金積立額の損金算入額㉙」	租税特別措置法第57条の７第１項の規定の適用を受ける法人が記載します。	
21「中部国際空港整備準備金積立額の損金算入額㉚」	租税特別措置法第57条の７の２第１項の規定の適用を受ける法人が記載します。	
22「再投資等準備金積立額の損金算入額㉛」	震災特例法第18条の３第１項の規定の適用を受ける法人が記載します。	
23「特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の特別勘定取崩額の益金算入額㉜」及び「特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の特別勘定繰入額の損金算入額㉝」	租税特別措置法第66条の13の規定の適用を受ける法人が記載します。	
24「特許権等の譲渡等による所得の特別控除額㉞」	租税特別措置法第59条の３第１項の規定の適用を受ける法人が記載します。	
25「非課税所得の区分計算」（㊱から㊷までの各欄）	外国の事業に帰属する所得及び鉱物の掘採事業の所得の区分計算のできない法人が記載します。	
26「外国における事務所又は事業所の期末の従業者数㊱」及び「期末の総従業者数㊲」	⑴　従業者の数は、当該事業年度終了の日（法第72条の26第１項ただし書又は第72条の48第２項ただし書の規定による申告にあっては、当該事業年度開始の日から６月を経過した日の前日）現在における従業者の数により記載します。 ＊　通算子法人の法第72条の26第１項ただし書又は第72条の48第２項ただし書の規定による申告にあっては、通算親法人の事業年度開始の日以後６月を経過した日の前日現在における従業者の数により記載します。 ⑵　収入金額課税事業（法第72条の２第１項第２号に掲げる事業をいいます。以下同じです。）を併せて行う法人にあっては、収入金額課税事業に係る従業者の数を除いた人数を記載します。 ⑶　非課税事業を併せて行う法人にあっては、非課税事業に係る従業者の数を含む人数を記載します。 ⑷　外国の事務所又は事業所（政令第20条の２の21第１項に規定する外国の事務所又は事業所をいいます。以下同じです。）を有しない内国法人が事業年度の中途において外国の事務所又は事業所を有することとなった場合又は特定内国法人（法第72条の19に規定する特定内国法人をいいます。）が事業年度の中途において外国の事務所又は事業所を有しないこととなった場合には、㊱の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における外国の事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を記載し、㊲の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数と当該事業年度に属する各月の末日現在における外国の事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数とを合計した数を記載します。	⑴　法第72条の24前段に規定する方法（区分計算）により事業税に係る所得計算をする法人は記載する必要がありません。 ⑵　⑷において、従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除した数に１人に満たない端数を生じたときは、これを１人とします。
27「外国から生ずる事業所得㊳」	１円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てて記載し、⑯の欄に転記します。	
28「鉱物の掘採事業の所得」（㊴から㊷までの各欄）	㊷の欄の金額に１円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てて記載し、⑲の欄に転記します。	㊴から㊷までの各欄は、鉱物の掘採事業の所得を区分計算する法人は記載する

		必要がありません。